

「研修」と「技能実習」の比較

	研修	技能実習
在留資格	「研修」	「特定活動」
労働者性の有無	入管法上、報酬を受ける活動が禁止されており、制度上は、労働基準法上の「労働者」とはならない	「労働者」 (受入企業と雇用契約を締結)
活動内容	<p>本邦の公私の機関により受入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動</p> <p>特に、「実務研修」においては、生産現場で実際に生産に従事しながら、あるいは実際に販売やサービス業務に携わりながら、技術技能、知識を習得する研修を行う。</p> <p>→外見上は「労働」と区別が困難。</p>	さらに実践的な技術等を修得するため、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて行う活動
時間外・休日従事等の可否	<p>時間外・休日研修は行えない</p> <p>→所定時間外、休日等に活動を行わせるなど研修ではなく就労活動と認められる行為は不正行為に当たる。</p>	時間外・休日の実習（労働）可
手当、賃金等	<p>生活実費としての研修手当（支払い義務なし）</p> <p>→平均6～7万円</p>	<p>日本人が従事する場合と同等の賃金</p> <p>→平均11万円～12万円</p>
受入れ機関等の責務	生活指導員・研修指導員の配置	
	研修計画の作成・履行	技能実習計画の作成・履行
	宿泊施設の確保	宿泊施設の確保
		労働関係法令等の遵守
団体監理型における団体の責務	第1次受入れ機関は、3か月に1回研修の実施状況について監査を行い、地方入国管理局へ報告	

企業単独型と団体管理型の研修生の要件

	研修生の要件	受入れ機関	
企業単独型	・ 送出し国の現地法人・合併企業の常勤職員	⇒	左記の親企業
	・ 送出し国の引き続き1年以上または過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員	⇒	左記企業と相当の取引のある企業
	・ 送出し国の公務員、中央銀行職員、国際機関職員等	⇒	特別な要件なし
団体管理型	① 送出し国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ② 日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者	受入れ団体	受入れ企業等
		商工会議所・商工会	会員の中小企業
		中小企業団体	組合員の中小企業
		農業共同組合等	農業を営む組合員
		公益法人等	会員の企業

【研修生受入れ人数の上限】

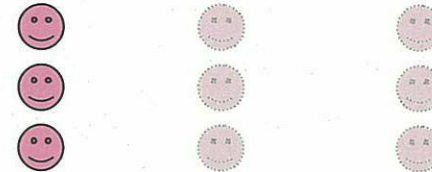
入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員1/20と規定されている。

また、基準省令第6号の特例告示においては、団体監理型の研修生の受入れ人数枠について、それぞれ受入れ企業の常勤職員数に従い上限が規定されている。

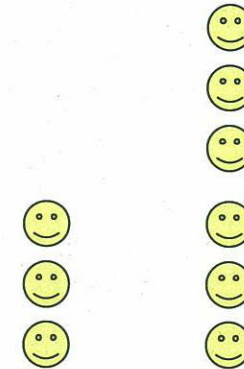
区分	第1次受入機関	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人数枠
A	企業単独型		常勤職員の5%以内
	民法第34条による社団・財団法人		
	職業訓練法人(財団法人)		
B	商工会義所・商工会	201人以上300人以下	15人
		101人以上200人以下	10人
	中小企業団体	51人以上100人以下	6人
		50人以下	3人
C	農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	2人以下

団体監理型における中小企業団体(B区分)傘下企業における受入れ人数のシミュレーション
(従業員3~50名の企業における受入れのケース)

日本人



技能実習生



研修生



1年目 2年目 3年目